

現場説明書（技術的事項）

工事名：八千代フォルテ大ホール空調改修工事

1 参考数量書の公開について

本工事は、参考数量を公開するので、適正な積算のための参考とすること。この参考数量書は閲覧場所において閲覧に供する。

なお、数量は参考数量であり、設計図書ではないので、内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものでないので留意すること。

2 建設副産物について

本工事から発生する建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）を遵守するとともに、建設廃棄物処理指針（平成 22 年版）（平成 23 年 3 月 30 日環境省通知）、建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定）及び再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定）に基づき適正に処理すること。

また、建設リサイクル法に基づく対象建設工事受注者は、請け負った建設工事の一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとする時は、当該他の建設業を営む者に対して建設リサイクル法第 12 条第 2 項に基づき、同法第 10 条第 1 号から第 5 号までに掲げる事項について告知すること。

本工事（請負金額 100 万円以上）は、建設副産物情報交換システム（（一財）日本建設情報総合センター）の登録対象工事であり、当該システムによりデータ入力（施工計画時、工事完了時、登録情報の変更時）を行った（1）②③（2）①②を提出すること。

（1）工事受注者は、工事着手前に、次の書類を本工事の監督員に提出すること。

なお、建設発生土については、処分先の現地確認写真を提出すること。

① 建設廃棄物処理計画書

ア 廃棄物処理業者（収集、運搬、中間処理・最終処分）の許可証の写し及び再生資源化施設であることを示す書類

イ 運搬ルート、及び処分場の位置、事業の範囲、処理能力、処理方法を明示したもの

ウ 処分場の現地確認写真

エ 建設工事の受注者と処理業者（収集、運搬、中間処理・最終処分・再資源化施設）との二者の業務委託契約書の写し

② 再生資源利用計画書

③ 再生資源利用促進計画書

（2）工事受注者は、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「建設廃棄物処理計画書」に従い建設廃棄物及び特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完成時に次の書類を監督員に提出すること。

なお、建設発生土については、処分先への搬入状況の写真を添付すること。

- ① 再生資源利用実施書
- ② 再生資源利用促進実施書
- ③ 建設廃棄物処理実施書

ア マニフェスト（産業廃棄物管理票）の写し及び再生資源化に係るものについては
受入伝票の写し

（マニフェストは原則として環境省が示す全国統一のマニフェストを使用する。）

イ 収集、運搬の写真，中間処理場，最終処分場（直接最終処分の場合のみ）への搬入状況の写真

- （3）当該工事により発生する産業廃棄物を事業場の外（建設工事現場以外の場所）において、300 m²以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事又は政令市長に事前の届出を行い、その写しを監督員に提出すること。（届出事項を変更する場合は事前に変更届を、保管をやめたときは30日以内に廃止届を、都道府県知事又は政令市長に提出すること。ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は、届出対象外。）

3 安全管理について

施工中の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房庁営繕部整備課監修）」を参考に、常に工事の安全に留意して、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努め、安全管理を徹底すること。

4 公衆災害の防止について

工事に際しては、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」に基づき、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危害、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。

5 仮設工事について

- （1）工事着手前に仮設工事施工計画書を監督員に提出すること。
- （2）仮設材料は、使用上差し支えない適切なものとする。
- （3）仮囲い等計画を設計図書に示しているので参考にすること。また、工事部分と通常部分とは適切に区分すること。

6 メーカー指定について

計画図面の中で、特定のメーカーのみを指定したものはない。図面にメーカー名があっても、あくまでも品質計画のための参考表示であり、メーカーを指定したものではない。

7 別契約の関連工事

別契約の施工上密接に関連する工事については、監督員の調整に協力し、当該工事の工程会議等を、必ず全関係者と共に1回／月程度開催し、工事全体の円滑な施工に努めること。

8 疑義に対する協議等

- (1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取り扱い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合の措置は、監督員と協議すること。
- (2) 協議を行った結果、訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるが、その他の場合は記録等を整備すること。

9 施工計画書・施工図等

- (1) 品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書は、施工に先立ち作成し、監督員の承諾を得て施工すること。
- (2) 施工図等は施工に先立ち作成し、監督員の承諾を得て施工し、各種報告書については、延滞なく監督員に提出すること。
- (3) 内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障が生じないよう適切な措置を講じること。
- (4) 設計図書、施工計画書、施工図、工事工程表、施工体制台帳等は、必ず監督員事務所又は受注者事務所の所定の場所に保管及び掲示すること。

また、受注者は、自ら配置する主任（監理）技術者及び下請負人の配置する主任技術者の顔写真、氏名、生年月日及び所属を表示し、明確にすること。

10 不当要求又は工事妨害の排除について

暴力団等から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合及び不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届ける等適切に対応すること。また、発注者及び所轄警察署と協力し、不当介入の排除対策を講じること。

排除対策を講じたにも関わらず工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。協議の結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、発注者に建設工事請負契約約款第 21 条の規定による工期延長の請求を行うこと。

11 監理技術者・主任技術者・現場代理人について

当市ホームページの事業者向けの情報⇒各種通知とお知らせ⇒2025 年 3 月 6 日「監理技術者等の配置条件の改正について」による。

12 その他注意事項

(1) 工事場所周辺への迷惑防止

- ① 工事に起因する排水又は雨水等により周辺地域を汚濁することのないように万全の措置を講じること。
- ② 工事の施工上必要な折衝及び苦情等については、誠意を持って対応すること。
- ③ 工事現場の車両の出入口には誘導員を配置し、安全対策を行うこと。
- ④ 建物関係者、周辺住民等への安全配慮及び作業終了の現場内への立入禁止措置を十分注意して行うこと。

(2) 施工時間

- ① 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は工事を行わないこと。
- ② ①の日に工事を行う場合又は夜間に工事を行う場合は、あらかじめ書面にて監督員に通知すること。なお、土曜日（①に規定する休日を除く。）については、通知の要否について監督員と協議すること。
- ③ 建物関係者及び監督員が必要とした場合は、週間工事予定表を施工日の1週間前に提出すること。

(3) 共通仕様書

「公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、建築物解体工事共通仕様書・同解説（各 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」の最新版を基本とする。

(4) 発生材の処理

再生資源の利用の促進に関する法律，その他関係法令等によるほか，建設副産物適正処理推進要綱に従い，発生材の再利用，再生資源化及び再生資源の積極的活用を図るものとし，実施に当たっては，監督員と協議すること。

(5) 工事着手について

- ① 工事着手については，計画通知書等の申請手続が完了し，必ず監督員の指示があってから，工事着手すること。
- ② 施工に先立ち，諸官公庁への届出手続が必要な場合は，公共建築工事標準仕様書 1.1.3 の規定により，関係書類を速やかに作成し，あらかじめ監督員に報告し，遅滞なく手続を完了し施工すること。必要な手続のうち，建築工事に係る主なものは建築工事監理指針 上巻表 1.1.1 によるが，その他留意すべき手続を下記に例示する。
 - ・ 広島県土砂の適正処理に関する条例に基づく届出
- ③ 当該工事に対し，隣接した場所に影響する施設がある場合は，その建物管理者立会のうえ，現状写真を撮影し，整理した写真を一部現場事務所に保管すること。

(6) 工期について

本工事の工期は，契約締結日の翌日から 2026 年 12 月 28 日 までとしている。

このうち，検査期間として 13 日間を見込んでいる。

14 特記事項

1. 解体工事に着手する 2 週間前までに，「石綿（アスベスト）の有無の事前調査」を実施し発注者へ調査結果を書面で報告すること。また，1 検体以上の分析調査が必要となった場合は，事前に監督員と協議を行うこと。
2. 本工事は，社会教育施設の空調整備を行う工事である。基本的には工事施工中は一定期間閉鎖し，本工事を行うものとし，できるだけ早期の共用開始に努めること。また，工期短縮提案があれば積極的に行うこと。

3. 本工事は週休 2 日工事であり、「安芸高田市週休 2 日工事（営繕工事）試行要領」に基づき実施すること。
4. 本工事は、八千代文化センターフォルテの開館時間に現場の物的な作業を開始することを見込んでいる。施設利用に影響がある場合は、施設管理担当職員と綿密に協議のうえ、施工を行うこと。
5. 明確な安全通路を確保し、施設利用者の安全確保に留意すること。また、利用に支障をきたす恐れがある工事については、休館日に行うこと。
6. 有機溶剤を使用する工事について、フォルテ事務所と協議のうえ行うこと。
7. 解体工事においては、粉塵等が室内外に飛散しないよう、十分な養生を行うこと。
8. 行事等による工事の作業制限の要請がある場合は、施工計画上やむをえない場合を除き、原則として行事の運営に協力すること。
9. 本工事は、2026 年 3 月労務単価適用済である。
10. 漁協との協議 工事着手前に現地で濁水対策について 3 者協議（発注者、受注者、漁協）を実施すること。
11. 入札に先立ち現地調査を希望する場合は、その旨を安芸高田市教育委員会事務局生涯学習課へ事前連絡し、現地調査条件を確認し、日程調整の上で実施できるものとする。なお、行事等の都合により現地調査ができない場合がある。